

カワトクゴールドカード特約

第1条(カード名称)

株式会社クレディセゾン(以下「当社」という)が株式会社川徳(以下「川徳」という)と提携して、ポイントカード機能部分は川徳、クレジットカード機能部分は当社が提供するもので、カワトクゴールドカード(以下「本カード」という)と称します。

第2条(カードの発行)

お客様が、当社が定める本特約及びセゾンカード規約、並びに川徳が定めるカワトクゴールドパークカード ポイント会員規約(以下「ポイント規約」という)を承認し、川徳及び当社(以下「両社」という)に本カードのご利用のお申込をされ、両社が本カードのご利用を承諾した方(以下「会員」という)に、本カードを発行いたします。契約は、両社が承諾した日に成立するものとします。

第3条(カード規約)

(1)本カードについては、セゾンカード規約に加え本特約が適用されます。両規定が重複する場合は、本特約を優先いたします。

(2)本カードについては、セゾンカード規約第5章(ゴールドカードセゾンの特則)の規定の適用はありません。

第4条(カワトクゴールドパークカード ポイント機能)

ポイントカード機能部分については、本特約及びポイント規約が適用されます。

第5条(カード会費)

会員は、川徳に対し、ポイント規約に定めるカード会費とその消費税等を本カードの決済口座を通じてお支払いいただきます。なお、カード会費は、本カードのご解約または会員資格を喪失された場合でもお返し致しかねます。

第6条(弁済金等の支払方法等)

(1)セゾンカード規約第7条(弁済金等の支払方法等)(2)の会員にご利用の都度ご指定いただくお支払方法に分割払いを追加し、上記条項に下記の9号を追加します。

記

⑨分割払い—商品購入代金締切後の各お支払日に、当該商品の現金価格に下表により算出した分割払手数料を加算した金額を当該商品購入時に指定した支払回数で割った金額を支払いいただく方法です。但し、各お支払日の支払金額の単位は1円とし、端数が発生した場合は初回に算入いたします。なお、支払回数、支払期間、実質年率、手数料は下表のとおりとなります。

(例)現金価格 50,000円、10回払いの時
●分割払手数料 $50,000円 \times (5.0円 / 100円) = 2,500円$
●支払総額 $50,000円 + 2,500円 = 52,500円$
●各支払日の分割支払金 $52,500円 \div 10回 = 5,250円$

支払回数 (回)	3	5	6	10	12	15	18	20	24	30	36
支払期間 (ヶ月)	3	5	6	10	12	15	18	20	24	30	36
実質年率 (%)	9.0	10.0	10.3	10.8	10.9	11.1	11.1	11.2	11.2	11.2	11.1
現金価格100円 当たりの手数料 の額 (円)	1.5	2.5	3.0	5.0	6.0	7.5	9.0	10.0	12.0	15.0	18.0

(2)セゾンカード規約第7条(3)の「分割支払金」に(1)で算出した各回の支払金額を含めます。

(3)分割払いについては、セゾンカード規約第7条(2)⑧の支払方法の自動変更サービスは適用されません。

第7条(早期完済の場合の特約)

会員が分割払いの場合に当初の契約のとおりにお支払いされかつ約定支払期間の途中で残債務を一括してお支払いいただいた場合、会員は78分法又はこれに準じる計算方法により算出された期限未到来の分割払手数料のうち当社の定めた割合による金額の払戻しを当社に請求することができます。

第8条(届出事項変更の届け先等)

会員には、住所、電話番号、勤務先等に変更が生じた場合、及び本カードについて紛失、盗難等が生じた場合、ポイント規約及びセゾンカード規約

に基づき、両社にその旨届け出ていただきます。

第9条(会員資格喪失時の特例)

(1)ポイント規約第9条に基づき会員資格を喪失した場合、当社の定める
手続完了後にセゾンカードを発行いたします。

(2)セゾンカード規約第23条に基づき会員資格を喪失した場合、両社の
定める手続完了後にカワトクゴールドパルクカードを発行いたします。

第10条(本規約の変更等の準用)

セゾンカード規約第19条(本規約の変更等)の規定は、本特約の変更に
ついて準用します。この場合において、セゾンカード規約第19条(本規
約の変更等)中「本規約」とあるのは、「本特約」と読み替えるものとします。